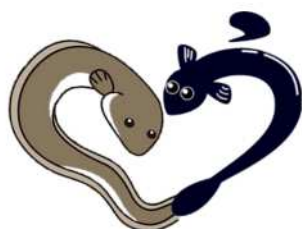
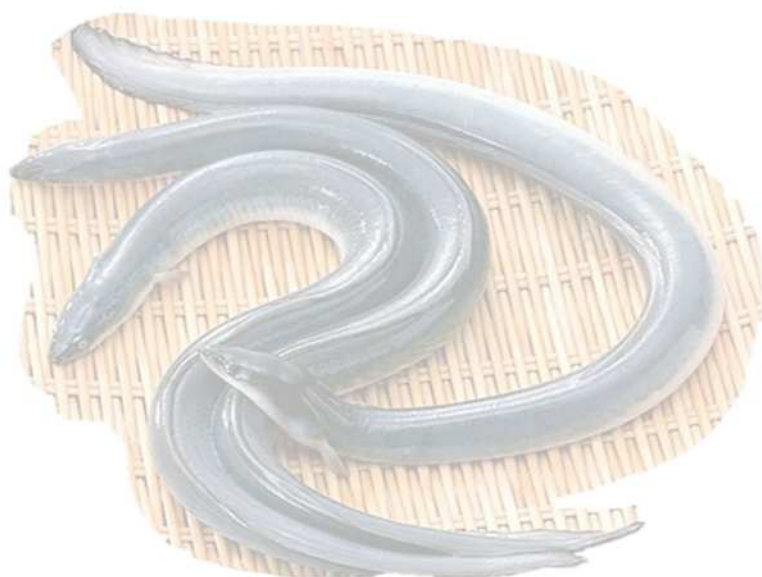


2019年11月の漁期からスタート!

うなぎ養殖共済

災害に備え、養殖業の経営安定に



① 「ぎょさい」制度は

- 「漁業災害補償法」に基づく共済制度で、目的は漁業再生産の阻害の防止及び経営の安定です。
- 国の重要な災害対策を担っていることから、国などが共済掛金の補助を行っています。
- 「ぎょさい」制度を利用できる方は、漁業協同組合※（共済組合に出資）に所属している方です。
※漁業協同組合の定款に「共済のあっせん」「事務委託」の項目がなければ追加変更が必要です。

② うなぎ養殖共済は

- 内水面のうなぎ養殖業（**ニホンウナギ**）を対象とした共済制度です。
- 本養殖後に馴致してから出荷（ふ化の年の翌々年の12月末）までのニホンウナギが対象です。
- 責任期間**（契約期間）は、本養殖後の馴致した時期から出荷終了までの期間です。
- うなぎ養殖の許可のある事業場ごとの契約が基本です。
- 漁期ごとに池入れしたニホンウナギの全尾数をまとめて申し込みます。
- 契約数量**は責任開始時の養殖尾数で池入れから責任開始日までの減少分は除きます。
- 台風・低気圧・地震・津波などの自然災害をはじめ病害などの原因による損害が対象です。
- 一の事故原因により養殖尾数の15%以上の損害が発生した場合に共済事故となります。
- 1尾当りの**共済単価**に契約数量を乗じて補償の基準となる「**共済価額**」を算定します。

$$\text{共済価額} = \text{共済単価} \times \text{契約数量} \quad [\text{共済単価} \dots \text{一尾当り 700 円}]$$

③ 補償の方式

【てん補方式の選択】

- てん補方式は以下の2種類から選択できます。

てん補方式	てん補対象事故原因（○：対象）		
	死 亡		逃 亡
	疾病	自然災害	
通常てん補方式	○	○	○
全病害不てん補方式※	×	○	○

※疾病による死亡を共済事故としないてん補方式です。

【低損害てん補特約の選択】

- 共済事故は、損害数量が事故直前数量の15%以上となる場合ですが、低損害てん補特約を選択すると10%以上となります。（共済掛金率は10%増）

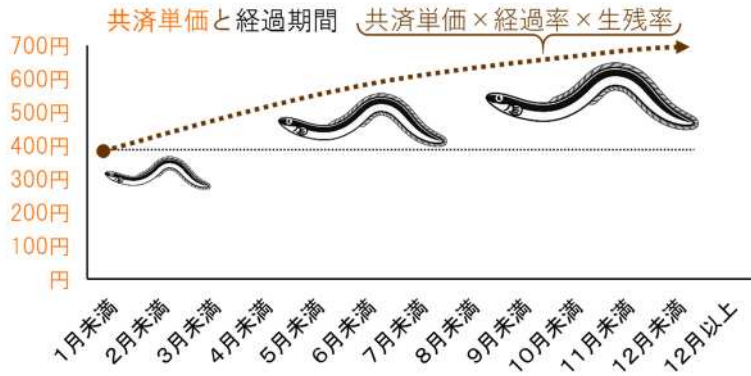
【契約割合（共済金額）の選択】

- 共済事故になった場合、損害額の何割を補償するかを決める「**契約割合**」を決定して頂きます。
- 契約割合により共済掛金と共済金の算定基礎となる「**共済金額**」が決まります。

$$\text{共済金額} = \text{共済価額} \times \text{契約割合}$$

$$\text{共済金} = \text{損害数量} \times \text{共済単価} \times \text{経過率} \times \text{生残率} \times \text{てん補率 (80\%)} \times \text{契約割合}$$

共済単価…一尾当り 700 円



●**経過率**: 共済責任期間の開始日から事故発生日(経過期間)までに経費を投下した標準的な割合で、共済責任期間の終了日を 100%(最高)として、経過期間に応じて定められています。

●**生残率**: 事故発生日から共済責任期間の終了日(未経過期間)までの養殖対象種の標準的な生残割合で、共済責任期間の終了日を 100%(最高)として、未経過期間に応じて定められています。

「ぎよさい」に加入してから守っていただく大切なこと

- 共済契約に関する事項で国への許可申請や実績報告についての情報の提供に協力して下さい。
- 死亡数量、出荷数量、移し替え等による養殖数量の増減を養殖日誌等に必ず記録して下さい。
- 池入れ年度の異なるうなぎは年度ごとに把握できるようにして下さい。
- 養殖環境や養殖の方法等に変更が生じたときは、漁協又は共済組合に速やかに連絡して下さい。
- 通常と異なる死亡や突発的な事故が発生したときは、速やかに漁協又は共済組合に連絡すると共に、被害が発生したときは、損害状況が分かるように必ず写真を撮影して下さい。
- 疾病等による死亡は、原因を確定するため必要に応じ水産試験場等で検体検査を行って下さい。
- 養殖尾数や損害査定の調査等で立ち入り調査を行う場合は協力して下さい。
- 共済組合が養殖状況・販売状況等について報告や必要書類の提出を求めたときは、速やかに報告・提出して下さい。

こんな時には、共済金の全部又は一部が減額されることがあります

- 上記の事項が守れないとき。
- 通常行うべき養殖努力が行われていないとき。
- 過去と契約年の養殖方法が大幅に異なるとき。
- 長期にわたり養殖をしなかったとき。
- 共済金が 1 万円未満のとき。
- その他、共済規程で定める免責事項に該当するとき。

詳しくは、漁協又は共済組合にお問い合わせ下さい。

ぎよさい
URL:<http://www.gyosai.or.jp>

ぎよさい 検索